

## 内部統制システム

### 1 意義

会社法上、大会社には内部統制システム構築義務がある（監査役会設置会社型では 362 V、IV⑥。委員会設置会社では 416 I ①ホ）。そのため、大会社であることが想定される上場会社では、必ず内部統制システムを構築しなければならない。

上場会社のような規模の大きい会社では、取締役や監査役・監査委員による業務執行の監督・監査だけでは、会社内部の違法行為等に対して監視が行き届かない場合があり、過去にも上場会社の不祥事がたびたび起きている。その度に監査制度の強化などの法改正による対応をしてきているが、監査制度の強化のみならず、内部統制システムを構築させることによって、さらにチェック機能を高めようとするものと言える。

内部統制システムの構築は、必ず取締役会において決定しなければならない（362IV⑥、416 I ①ホ）。

また、内部統制システムについては、金融商品取引法上、これを評価した内部統制報告書の内閣総理大臣への提出という形で開示規制がある（金商法 24 の 4 の 4）。

### 2 内部統制システム構築義務

上場会社が構築すべき内部統制システムの内容は、取締役（委員会設置会社では執行役）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（362IV⑥、416 I ①ホ）が基本的内容である。

その他に監査役会設置会社型の会社の場合、

- i 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（規則 100 I ①）
- ii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（規則 100 I ②）
- iii 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則 100 I ③）
- iv 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（規則 100 I ④）
- v 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則 100 I ⑤）

を定める必要があり、さらに、

- vi 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則 100 III ①）
- vii 上記 vii 記載の使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則 100 III ②）
- viii 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（規則 100 III ③）
- ix その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（規則 100 III ④）

が内部統制システムの内容として含まれる。

委員会設置会社の場合、

- i 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（規則 112Ⅱ①）
- ii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（規則 112Ⅱ②）
- iii 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則 112Ⅱ③）
- iv 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（規則 112Ⅱ④）
- v 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則 112Ⅱ⑤）

を定める必要がある<sup>1</sup>。

いずれの事項も、法の要求する内容は非常に抽象的である。具体的内容は、各会社がその会社の具体的状況に応じて個別に構築すべきものとされている。したがって、内部統制システムの具体的中身は、会社ごとに大幅に異なっていて決しておかしくない。

### 3 内部統制報告書

金融商品取引所に株式を上場している上場会社は、事業年度ごとに、内部統制を評価した内部統制報告書を、有価証券報告書の提出と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない（金商法 24 の 4 の 4 I）。そして、内部統制報告書及びその添付書類は、公衆に縦覧される（金商法 25 I ⑥）。

内部統制報告書は、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものを記載するが（金商法 24 の 4 の 4 I）その記載内容は、概ね

- i 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- ii 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- iii 評価結果に関する事項
- iv 付記事項
- v 特記事項

に分かれる（内部統制府令 4 I ①、第一号様式）。

この内部統制報告書は、公認会計士または監査法人の監査証明が必要となり（金商法 193 の 2Ⅱ）、その監査証明は、内部統制監査報告書により行う（内部統制府令 1Ⅱ）。

内部統制報告制度は、アメリカにおける「公開会社会計改革及び投資者保護法」（いわゆる S O X 法）を参考にして日本に導入されたものといわれているが、内容はかなり異なるといわれている。日本における金融商品取引法上の内部統制報告制度の特徴は、必ずしも直接有効な内部統制の構築義務を課したのではなく、内部統制の有効性に疑義がある場合、評価結果として疑義があることが報告され、その有効性に疑義のある内部統制報告書

---

<sup>1</sup> なお、監査役会設置会社の場合の本文 vii から x に関する事項と同様のものは、委員会設置会社の場合、監査委員会の職務の執行のため必要なものとして定められることになっている（416 I ①ロ、規則 112 I）。これも、広い意味では委員会設置会社の内部統制の内容となっているともいえる。

として適正に評価されたものであれば、適法な内部統制報告であり適正な監査証明がなされるという。要は、日本の内部統制報告制度は、内部統制を有効に構築する義務ではなく、その有効性について報告書で正しく開示することが求められているに過ぎないといえるのである。

#### 4 内部統制システム構築義務と内部統制報告書との関係

以上のように、内部統制に関しては、会社法上の規制と金融商品取引法上の規制が存在し、それぞれの相互関係が問題となる<sup>2</sup>。

まず、内部統制の対象について、内部統制システム構築義務を定めた会社法上は取締役の職務の執行の法令定款適合性がその対象となっているのに対し、開示規制を定めた金融商品取引法上は財務計算に関する書類その他の情報の適正性が対象となっている。そのため、会社法は企業統制全般を対象としているのに対し、金融商品取引法はそのうちの財務書類等の情報の統制を対象としていると言える。したがって、対象は内部統制システム構築義務を定めた会社法の方が広く、そのうちの財務書類等に関する部分について開示規制が存在しているといつてよいと思われる。ただ、財務書類に関する情報の適正性を確保するためには、取締役の職務執行のうち広範囲な部分をカバーせざるを得ないはずなので、大部分は重なると考えてよいと思われる。

次に、内容の妥当性についてであるが、会社法上は適正な内部統制システムを構築しなければならず、これを欠いたために会社に損害が生じた場合は、取締役に任務懈怠責任が生じる場合がある<sup>3</sup>。これに対し、金商法上は、既に述べたように適正な内部統制システムを構築したかどうかの問題となっているのではなく、現に構築されている内部統制システムがどの程度有効に機能しているのかについて、内部統制報告書での開示が求められているに過ぎない。そのため、開示内容が事実を反映しているのであれば、内部統制システムの有効性に問題があったとしても、金商法違反とはならないのである。

---

<sup>2</sup> 同じ内部統制に関する事柄なのではあるが、会社法上の規制と金商法上の規制は、それぞれ関連性を持たせた規制とはなっていないところに難しさが存在する。

<sup>3</sup> 内部統制システム（リスク管理体制）構築義務に違反した過失がないとして取締役の責任を否定したものとして、最判 21-7-9 判事 2055-147。